

八幡浜市学校再編整備第二次実施計画 令和5年3月改定(案)

～子どもたちにとってより良い教育環境を～

令和5年3月改定

八幡浜市教育委員会

目 次

	頁
I 計画策定の趣旨	2
II 八幡浜市立小・中学校等の学校規模及び配置の在り方に関する基本方針	3
1 八幡浜市立小・中学校等の現状について	3
(1) 児童生徒数・学校数の推移と学校の規模	
(2) 学校施設の状況	
2 望ましい学校規模の考え方について	7
(1) 小規模化に起因する課題	
(2) 学校の役割	
(3) 望ましい学校規模の考え方	
3 学校配置の考え方について	9
III 八幡浜市立小・中学校の再編整備実施計画	10
1 学校再編に関する基本的な考え方について	10
(1) 学校再編に係る基本的事項	
(2) 学校再編に当たって配慮すべき事項	
2 学校再編の枠組みについて	11
(1) 再編対象の小学校	
(2) 再編対象の中学校	
(3) 将来に具体的な検討を要する学校	
3 検討・協議の進め方について	14
(1) 地区協議会と統合準備委員会の設置	
4 学校再編に伴う課題について	14
(1) 通学支援について	
(2) 閉校施設の利活用	
(3) 地域との新しい交流・連携	

I 計画策定の趣旨

平成24年度策定の八幡浜市学校再編整備実施計画に基づき、松蔭幼稚園を閉園、長谷小と千丈小、日土東小と日土小、舌田小と神山小、川之内小と千丈小、また、平成29年4月に青石中と保内中、双岩中と八代中が統合しました。

さて、八幡浜市の小・中学校の児童生徒数は、昭和40年度（1965年度）の11,850人から令和4年度の1,933人と6分の1以下に減少しており、全学年2学級を有する小学校はなく、学校の小規模化が急速に進んでいます。これからの八幡浜市の将来見通しを見ても、少子高齢化の進行は避けられず、八幡浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の推計では、6年後の令和10年度には、さらに381人減って1,552人程度の規模になることが予測されています。

このように学校を取り巻く環境が大きく変化していく中で、八幡浜市が目指す教育を見据え、次世代を担う子どもたちを育てていく教育環境、特に児童生徒に生きる力を育み、切磋琢磨できる教育環境としての学校規模の在り方については、その基本的な考え方を市全体で共有する必要があります。

このため、教育委員会では、平成28年6月に、保護者・地域代表、有識者等で構成する八幡浜市学校再編整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、「八幡浜市の学校規模、配置等に関する基本的な考え方及び適正化のための具体的な方策」について諮問しました。検討委員会では、9回にわたり協議を重ねていただき、平成29年3月に答申書を提出していただきました。答申では、学校再編の考え方として、子どもたちにとってどういう教育環境がより望ましいのかを念頭に、理想の追求に終わることなく、人口推移、学校の現状、市として現実的な対応の検討を進めるという観点から、目指すべき現実的な学校規模や具体的な再編の枠組みが示されました。

教育委員会ではこの答申内容を基調に、平成30年2月に10年間（平成30年度から令和9年度まで）を見据えた「八幡浜市学校再編整備第二次実施計画」を策定し、計画に基づき再編を進め、前半の5年間で経過しました。

令和4年度に改定した第二次実施計画「後期計画（令和5年度から令和9年度まで）」は、前期計画の進捗状況、今後の児童生徒数及び国・県の動向等を見据えて決定するものです。学校が小規模化していく中で、八幡浜市の子どもたちが等しく、よりよい条件で学び合うことができるための環境を整えることは、現在の教育行政に課せられた責務であると考えます。そのためには保護者、地域、学校と行政が一体となって話し合い、知恵を出し合っていくべきと考えておりますのでよろしくご理解ご協力をお願いします。

Ⅱ 八幡浜市立小・中学校等の学校規模及び配置の在り方に関する基本方針

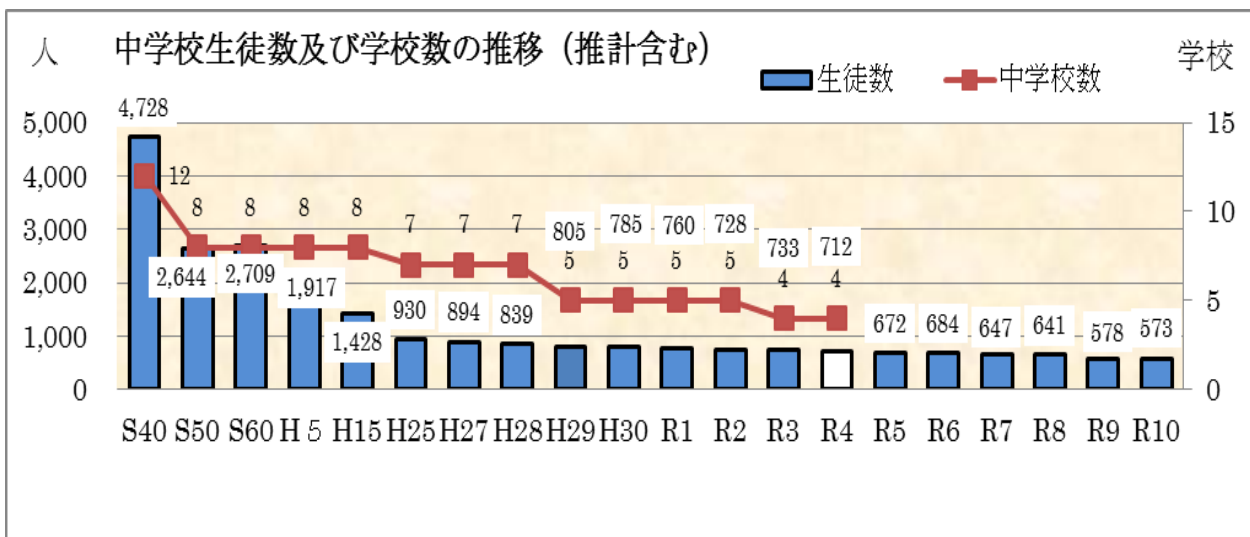
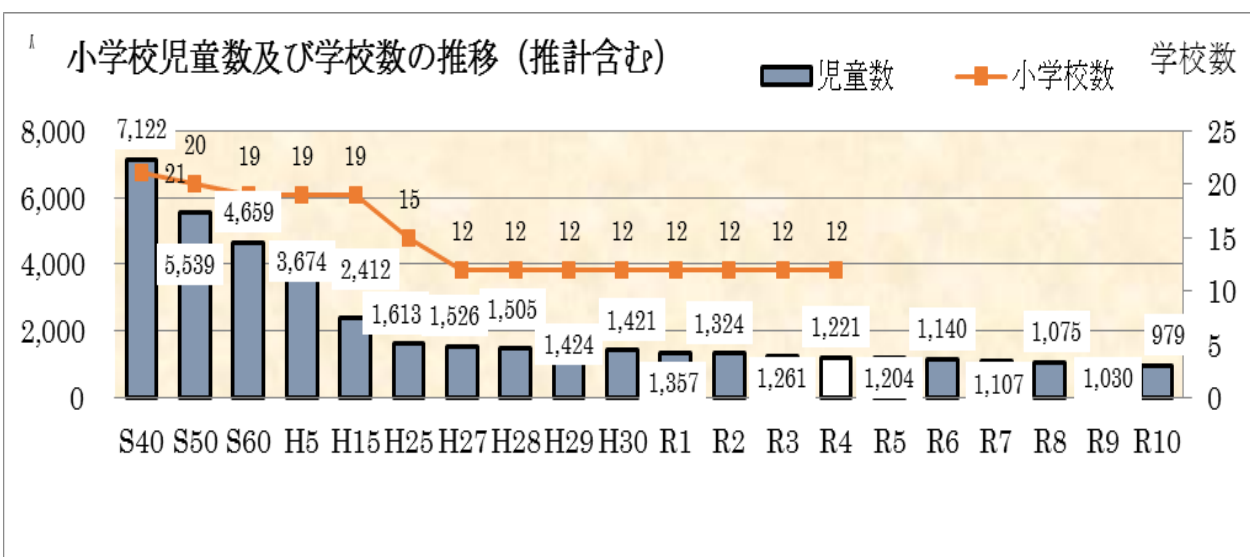
1 八幡浜市立小・中学校等の現状について

(1) 児童生徒数・学校数の推移と学校の規模

市立小・中学校の児童生徒数は、昭和40年度（1965年度）の小学校児童が7,122人、中学校生徒が4,728人から徐々に減少を続け、令和4年度の小学校児童数は1,221人、中学校生徒数は712人となっています。昭和40年度と比較すると、それぞれ約6分の1以下にまで減少しています。

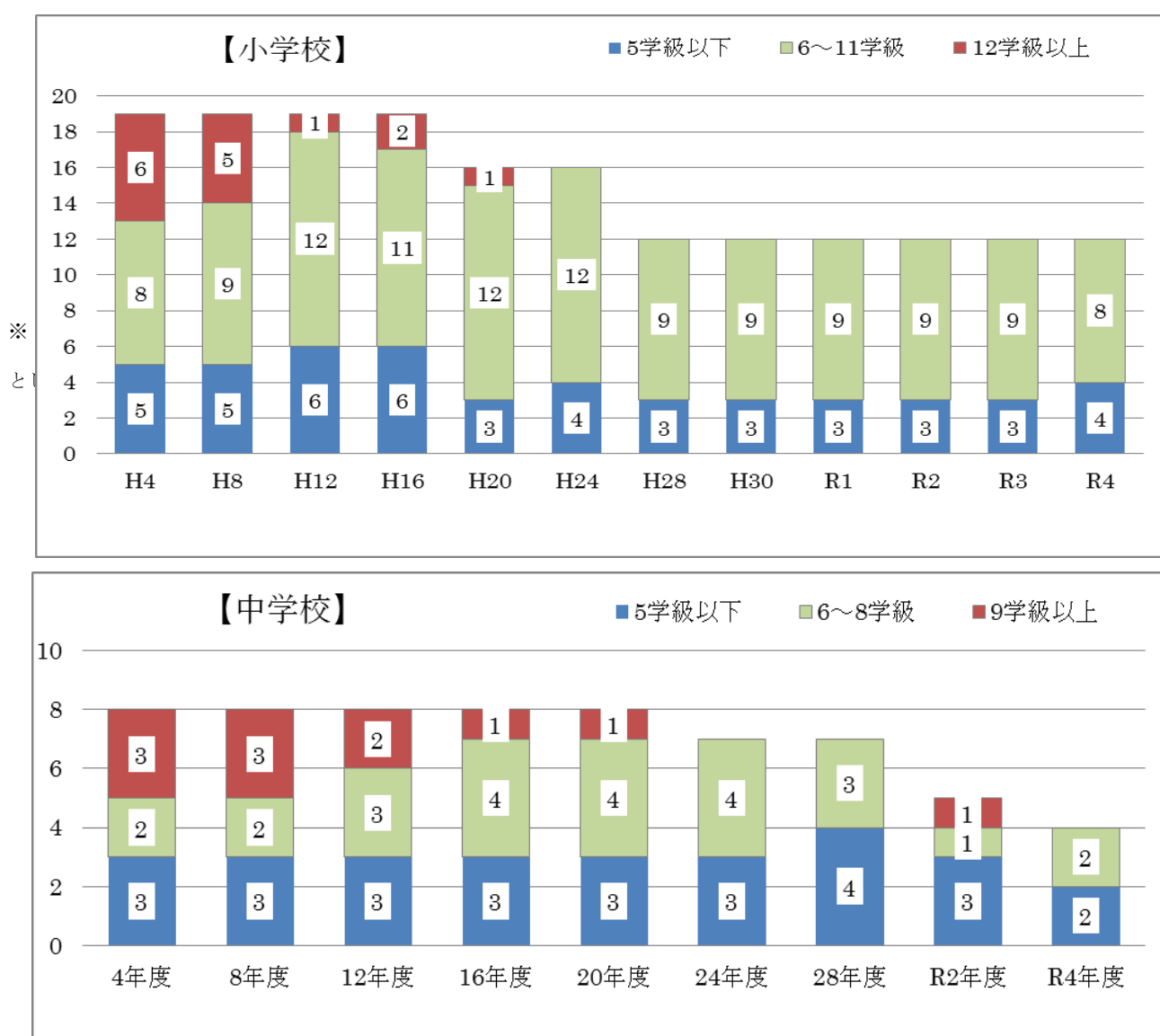
また、児童生徒数が減少する一方で、小・中学校数は、昭和40年に小学校21校、中学校12校を数える時期もありましたが、現在は小学校12校、中学校4校となっています。児童生徒数の急激な減少と比較して、小・中学校ともに、学校数は比較的減少の幅が少なく、その分小規模化が進んできていることがうかがえます。さらに、令和3年度出生数は133人で、平成23年度出生数の251人から減少の一途を辿っています。

(児童生徒数・学校数の推移)



このような児童生徒数の減少に伴って、小・中学校では学級数（通常学級）の少ない学校が年々増えています。「学校教育法施行規則」では、学校の標準規模は12学級～18学級とされていますが、この標準規模に該当する規模を有する学校は市内に1校もなく、小学校で1学年2クラスを有しているのは神山小学校5年生のみであり、複式学級を有する学校が4校にのぼります。また、令和4年度の1学級当たりの人数は、小学校が平均17.6人で、学級の少人数化が進行しています。（特別支援学級を除く）

（学級規模別学校数の推移）単位：学校数



※ 国では、小学校5学級以下、中学校2学級以下を「過小規模校」、小学校6～11学級、中学校3～11学級を「小規模校」として
いるが、ここでは、小規模校、過小規模校をあわせて「小規模校」という表現を用いています。

小学校12校 児童数推計 (令和4年5月1日現在)

小学校 年月日 学校	令和5年度以降の入学予定者数						令和4年度児童数							令和5年度以降の児童数					
	3.4.2 ~ 4.4.1	2.4.2 ~ 3.4.1	31.4.2 ~ 2.4.1	30.4.2 ~ 31.4.1	29.4.2 ~ 30.4.1	28.4.2 ~ 29.4.1								令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計												
松 蔭	12	7	15	10	14	14	12	11	15	18	24	22	102	94	84	76	76	72	72
白 浜	14	12	14	18	20	20	18	23	21	25	30	21	138	137	127	120	113	102	98
江戸岡	15	15	14	19	20	17	16	18	21	20	31	21	127	123	112	111	104	101	100
神 山	12	19	27	23	30	31	33	27	38	18	45	26	187	192	177	182	171	163	142
千 丈	9	12	13	7	12	10	18	19	13	24	15	13	102	99	96	79	79	72	63
日 土	4	6	2	2	6	6	10	7	7	9	19	14	66	58	45	38	33	32	26
真 穴	5	5	7	5	7	9	9	9	5	10	10	9	52	52	49	44	46	42	38
川 上	2	5	3	6	4	3	6	5	4	3	4	4	26	25	25	28	27	27	23
双 岩	2	3	5	4	6	7	3	4	9	7	4	2	29	34	36	33	29	28	27
喜須来	24	26	24	28	21	23	25	21	17	27	20	20	130	133	134	135	142	147	146
川の石	11	9	15	12	19	12	11	15	14	11	17	14	82	80	82	83	84	78	78
宮 内	23	28	24	27	31	33	23	33	31	22	35	36	180	177	173	178	171	166	166
計	133	147	163	161	190	185	184	192	195	194	254	202	1221	1204	1140	1107	1075	1030	979

中学校4校 生徒数推計 (令和4年5月1日現在)

中学校 年月日 学校	令和5年度以降の入学予定者数												令和4年度生徒数			
	3.4.2 ~ 4.4.1	2.4.2 ~ 3.4.1	31.4.2 ~ 2.4.1	30.4.2 ~ 31.4.1	29.4.2 ~ 30.4.1	28.4.2 ~ 29.4.1	27.4.2 ~ 28.4.1	26.4.2 ~ 27.4.1	25.4.2 ~ 26.4.1	24.4.2 ~ 25.4.1	23.4.2 ~ 24.4.1	22.4.2 ~ 23.4.1				
	1年生	2年生	3年生	計												
愛宕	20	20	21	28	31	29	26	35	31	35	41	30	38	36	31	105
八代	35	41	59	49	62	64	68	56	73	56	90	66	58	80	87	225
松柏	16	17	18	15	20	18	23	25	22	31	32	21	25	45	33	103
保内	62	69	65	69	77	74	70	75	69	70	91	84	108	81	90	279
計	133	147	163	161	190	185	187	191	195	192	254	201	229	242	241	712

令和5年度以降の生徒数

年度 学校	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	令和12 年度	令和13 年度	令和14 年度	令和15 年度	令和16 年度
愛 宕	104	109	106	107	101	92	90	86	88	80	69	61
八 代	204	214	212	219	185	197	188	194	175	170	149	135
松 柏	91	78	84	85	78	70	66	61	53	53	50	51
保 内	273	283	245	230	214	214	219	221	220	211	203	196
計	672	684	647	641	578	573	563	562	536	514	471	443

※ 令和5年度 以降の児童生徒数についてはR4.5.1 現在の住基データを基に、転入・転出・転居等の住民異動がなく、現在の学区の小・中学校に在籍するものとして推計しています。

(2) 学校施設の状況

八幡浜市の学校施設は、主に昭和40年代から50年代にかけて、全国的に進められた非木造校舎への増改築により建築された校舎・体育館等が多く、現在では校舎等の老朽化が進んでいます。

学校施設は、多くの児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であると同時に、地域住民の社会体育や交流の場として、また、災害時における避難場所としても活用される施設でもあり、子どもたちにとって安全で安心できる環境を確保することや災害時に十分対応できる構造上の耐力等を備えた施設でなければなりません。

現在、八幡浜市の学校施設で、耐震基準を満たしている棟数は、100.0%（非木造）であり、今後は、学校再編整備計画との整合性を図りつつ、長寿命化工事等を計画的に推進する必要があります。

なお、市内の小中学校で耐震基準を満たしていない校舎は、川上小学校の木造校舎のみとなっています。

2 望ましい学校規模の考え方について

(1) 小規模化に起因する課題

Ⅱの1の(1)で示された学校の小規模化が進んでいる状況が、どのような影響を及ぼしているかについて検討委員会でも種々議論が交わされました。

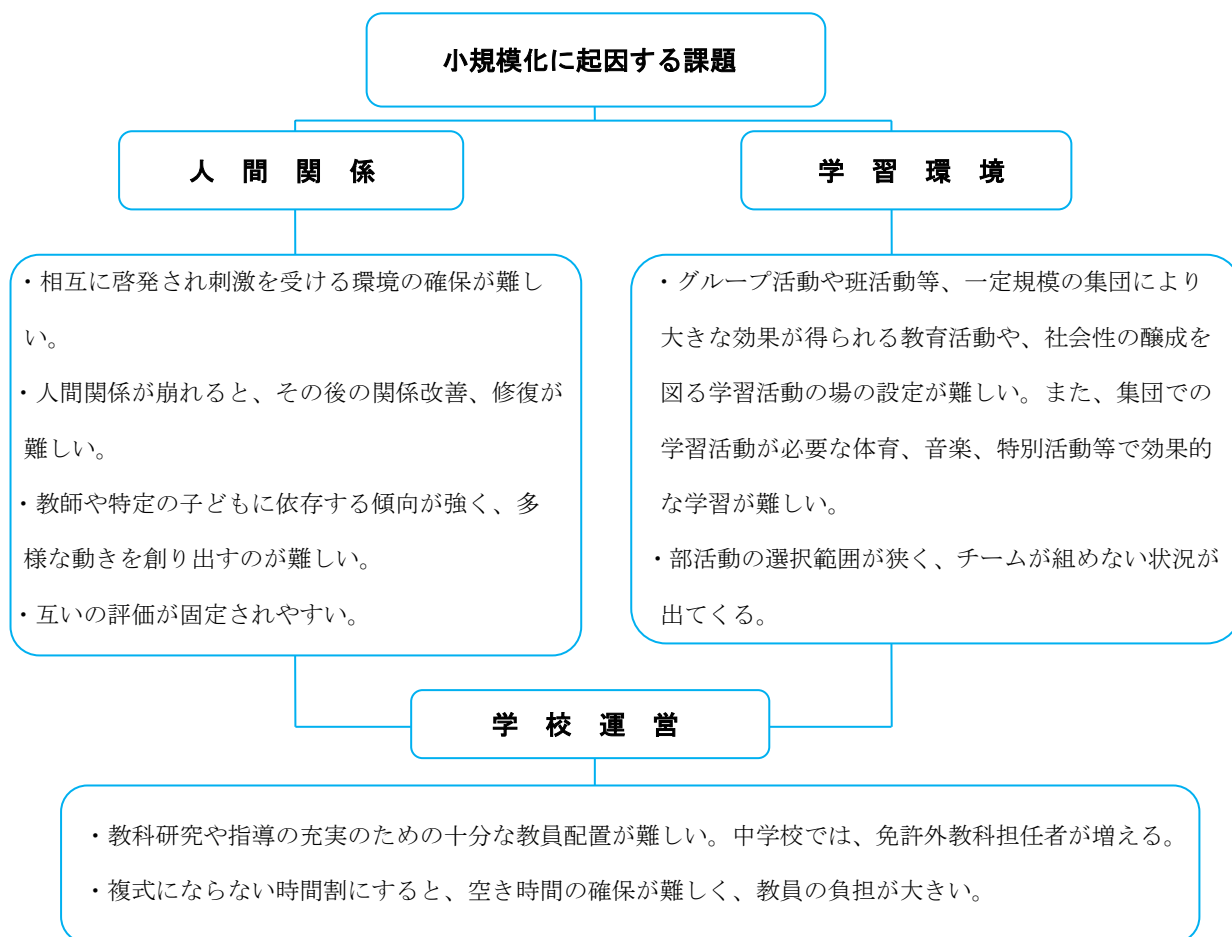
小規模校では幼い頃からの人間関係が継続されるため、互いの評価が固定されやすく、向上心や競争心を育てるのが難しくなります。また、学校にはグループ活動や班活動等、一定規模の集団があることにより大きな効果が得られる教育活動や、社会性の醸成を図る学習活動の場の設定が難しくなります。さらに、複式の場合は2学年分の授業準備が必要となり、できるだけ複式にならないような時間割にすると、空き時間の確保が難しく、教員の負担が大きくなります。また、子どもたちには、授業の中で自学自習する場面が必然的に生じ、学習への集中力の持続などに大きな課題が見られます。

これらは、学校の規模そのものが原因となって起きる課題であるため、小規模校のまま解決することは基本的に困難です。

(2) 学校の役割

学校教育は、子どもたちに「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく身に付けさせることにより、変化の激しいこれからの社会を生き抜くために必要な「生きる力」を育成することを目的としています。

この「生きる力」を育成するためには、基礎的・基本的な知識・技能を身に付けることはもちろん、子どもたちが、様々な意見や考え方をを持った仲間と交流し、議論することなどを通して、思考力や判断力、表現力を身に付けたり、多様な人間関係の中で他者と協調できる社会性を身に付けたりしていくことも大変重要です。



(3) 望ましい学校規模の考え方

小規模校には、関係する方々の努力だけでは解決することが困難な、前述のような課題があります。教育委員会では、子どもたちがより多くの人と関わり、その関わりの中から様々な考え方や多様な物事のとらえ方を学び、子どもたちのあらゆる可能性を伸ばしたいと考えます。そのため、一定の規模を確保して児童生徒の教育環境を整えることで、より教育効果が上がるものと考えます。

① 適正規模に関する国等の基準について

学校規模は、学級数や児童生徒数などによって表すことができますが、法令では学級数で示しています。教職員の配置定数は学級数に応じて決まる仕組みになっており、学校規模を考える基本は、学級の数によるものと言えます。国の基準では、学校教育法施行規則に小学校の標準学級数を「12学級以上18学級以下」とし、中学校

も同様に標準と規定しています。

また、1学級の児童生徒数の上限を「40人」〔ただし、小学校1年生は35人、また県は4年生までを35人〕としています。ただし、2つの学年で1つの学級を構成する複式学級にあつては、その人数を「16人」（1年生児童を含む場合は8人）、中学校で「8人」を標準としています。

② 八幡浜市の望ましい学校規模の考え方について

このような法令上の適正あるいは標準とされている学校規模については、現在、市には12学級を有する学校がないという現状や今後の児童生徒数の激減状況に鑑み、これからの八幡浜市の目指す方向として、現実的には難しいと言わざるをえません。そのような規模を目指すとなると、相当程度の学校を統合しなければならなくなり、当該学校の子どもたちはもとより保護者や地域関係団体の方々に多大な混乱を招くおそれがあります。

その基準としては、児童生徒にとって望ましい教育環境を提供できる規模を下限として設定すべきであると考えます。望ましい教育環境とは、学級の中で複数のグループ学習が成立し、多様な意見交換ができ、学校生活を通して豊かな人間関係を築くことができる規模と考えます。また、運動会や文化祭、学習発表会等の学校行事で活性化を図ることができる規模などを総合的に勘案し、小学校では1学級25人程度とし、1学年1学級、中学校ではすべての学年でクラス替えが可能な複数学級が最低限維持され、かつ、多様な学習形態や部活動等の選択の幅が広がりやすい規模として、1学級の人数は30人、1学年3学級程度と考えました。

◇ 八幡浜市が目指すべき現実的な学校の規模について（平成30年度～令和9年度）

小学校 1学級25人程度とし、1学年1学級、全校で150人程度

中学校 1学級30人程度とし、1学年3学級程度、全校で270人程度

3 学校配置の考え方について

学校教育法施行規則では「学校の位置は、教育上適切な環境に、これを定めなければならない」とあり、また、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令では、「通学距離が小学校にあつてはおおむね4キロメートル以内、中学校においてはおおむね6キロメートル以内」を適正な配置の条件としています。

学校の配置は、通学区域や通学距離、地域の拠点付近に位置するなど均衡が図られ

ることが望ましいと考えますが、全ての学校をそのような位置に再配置し、学校の規模を適正化していくことは現実的に困難です。

したがって、現在の配置を基にして、問題の出発点が学校の小規模化にあることから、まずは学校として一定の規模を確保することを前提にしつつ、市の地域性等を踏まえて近隣の学校との統合を基本とし、また同時に、地域の実情に合った通学区域の見直しを含めた学校配置とするべきであると考えます。

Ⅲ 八幡浜市立小・中学校の再編整備実施計画

1 学校再編に関する基本的な考え方について

学校再編は、本市にとって避けて通れない課題であり、また速やかに取り組むべき教育行政上の課題と考えます。

このため、次の基本的考え方にに基づき、子どもたちの教育機会の均衡を図る観点から公平性を確保するとともに、将来の子どもたちによりよい教育環境を整備するという視点で、一定の期限を定めて望ましい学校規模の確保を図ります。

(1) 学校再編に係る基本的事項

- ① 多くの学校が既に小規模化していることを勘案し、近隣校への統合による再編を行います。
- ② 再編・統合の実施に当たっては、小規模化の著しい学校について、特に複式学級を有する学校を優先的に進めていきます。
- ③ 一つの小学校から三つの中学校へ分かれて進学する状況があることから、再編時には新たな通学区域の調整・変更を行います。
- ④ 統合校舎は既存の施設を使用しますが、統合により教室数が不足する場合は、校舎の改築等必要に応じて教育環境の整備を行います。
- ⑤ 再編・統合の方向づけについて了承を得られれば、これに伴う具体的な諸事項を協議・決定するための組織として、統合準備委員会（仮称）を設置し、この中で意見交換しながら進めます。
- ⑥ 指定校に希望する部活動がない場合は、生徒の意思を尊重する上で、ある程度柔軟な対応を図ります。

(2) 学校再編に当たって配慮すべき事項

再編・統合は、学校規模だけではなく、通学区域、通学距離、学校施設の状況、さらには学校が果たしてきた地域での役割などについて総合的な検討を行うとともに、実施に当たっては、次の各項目について配慮しながら進めます。

- ① 統合の対象となる学校において、子どもたちは人間関係や学習環境が大幅に変化した中で生活することになるため、こうした急激な環境の変化への対応策として、事前の交流活動や統合後のきめ細やかな指導が行えるよう十分配慮します。
- ② 地域との密接な関係の中で行われている各校の特色ある教育活動については、保護者や地域住民の意見を聴取し、継続した取組ができるよう配慮します。
- ③ 再編・統合により遠距離通学を余儀なくされる子どもたちの負担を考慮し、適切な通学支援策を検討します。また、関係機関とも協議し、安全・安心な通学を確保します。

2 学校再編の枠組みについて

(1) 再編対象の小学校

最優先課題として複式学級の解消を目指し、次に市全体の学校配置や将来の児童数の減少を見据え12校を10校に再編・統合する計画です。

なお、実施時期については、保護者や地域の皆さんの意向を踏まえつつ、「地区協議会（仮称）」で課題解決の協議が整い、さらに統合する各校の保護者や地域を代表する皆さん、学校関係者等で構成する「統合準備委員会（仮称）」による準備が完了したところから、順次、統合を実施していきます。

【望ましい統合の組合せ】

① 川上小学校と双岩小学校と神山小学校の統合（新設校）

川上小学校は、現在児童数が26名で、3年生と4年生、5年生と6年生が複式編制となっています。再来年度以降、児童数の小幅な増減が予想され、3学級とも複式編制となる年度もあります。また、男女どちらか一方に偏ったクラスが出現します。

双岩小学校は、現在児童数が29名で、1年生と2年生、3年生と4年生、5年生と6年生が複式編制となっています。今後も少人数の状態が継続する見込みです。

神山小学校は、現在児童数が187名で、5年生のみ2クラスで、後は1クラス、合計7クラスの編制になっており、令和10年には45名の減少が見込まれていますが、市の南エリアでは軸となる学校になります。

この3校を令和8年4月1日を目途に新設校への統合を進めます。

（新設校 仮称：八幡浜南小学校 場所は神山小学校を予定）

川上小	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
児童数	6	5	4	3	4	4	26
学級数	1	1		1		1	4

※学校間距離（川上小⇄神山小 約5.0km）

双岩小	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
児童数	3	4	9	5(2)	4	1(1)	26(3)
学級数		1		1		1	3(2)

()は特別支援学級の児童生徒数、学級数を外数で記入。

※学校間距離（双岩小⇄神山小約3.9km）

神山小	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
児童数	30(3)	25(2)	35(3)	17(1)	44(1)	25(1)	176(11)
学級数	1	1	1	1	2	1	7(3)

【川上小、双岩小、神山小が統合して新設校になった場合の児童数】

新設校	現在	推 計 児 童 数					
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
川 上	26	25	25	28	27	27	23
双 岩	29	34	36	33	29	28	27
神 山	187	192	177	182	171	163	142
統合校	242	251	238	243	227	218	192

【学校配置と今後の検討課題】

上記以外の小学校9校についても、将来的に児童数の減少が見込まれる中、各エリアの軸となる学校に再編する必要があります。

また、郊外の日土小学校は国の重要文化財に指定されており、真穴小学校についても、地域の特色などを考慮して、今後の検討課題とします。

(2) 再編対象の中学校

中学校ではすべての学年でクラス替えが可能な複数学級が最低限維持され、かつ、多様な学習形態や部活動等の選択の幅が広がりやすい規模として、4校を2校に再編・統合する計画です。

【望ましい統合の組合せ】**① 松柏中学校と愛宕中学校と八代中学校の統合(新設校)**

生徒数の急激な減少と県立学校の再編及び部活動の地域展開等、多様な学びと問題解決のため、松柏中学校、愛宕中学校及び八代中学校の3校を、令和7年4月1日を目途に新設校への統合を進めます。

(新設校 仮称：八幡浜中学校 場所は八代中学校を予定)

令和4年5月1日現在の生徒数()は特別支援学級の児童生徒数、学級数を外数で記入

松柏中	1年	2年	3年	計
生徒数	25	44(1)	32(1)	101(2)
学級数	1	2	1	4(1)

※学校間距離(松柏中⇄八代中 約2.4km)

愛宕中	1年	2年	3年	計
生徒数	36(2)	36	28(3)	100(5)
学級数	1	1	1	3(2)

※学校間距離(愛宕中⇄八代中 約2.1km)

八代中	1年	2年	3年	計
生徒数	56(2)	78(2)	85(2)	219(6)
学級数	2	2	3	7(2)

【愛宕中、松柏中、八代中が統合して新設校になった場合の生徒数】

新設校	現在	推 計 生 徒 数					
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
愛 宕	105	104	109	106	107	101	92
八 代	225	204	214	212	219	185	197
松 柏	103	91	78	84	85	78	70
統合校	433	399	401	402	411	364	359

○八幡浜市小中学校の再編・統合の枠組み

	後 期 (令和5年度～令和9年度)
小学校	R8. 4. 1統合 川上小学校・双岩小学校・神山小学校(新設校)
中学校	R7. 4. 1統合 松柏中学校・愛宕中学校・八代中学校(新設校)

(3) 将来に具体的な検討を要する学校

先に示した市が目指すべき現実的な学校の規模に現時点で満たない小学校、また、今後この規模を確保できなくなると予想される小学校については、今後の児童数の動向や学校施設の状況、さらには後期計画の進捗状況などを踏まえて、後期計画期間内に、保護者・地域代表、有識者等で構成する八幡浜市学校再編整備検討委員会を設置し、具体的な方針を決定します。

3 検討・協議の進め方について**(1) 地区協議会と統合準備委員会の設置**

学校再編に当たっては、対象の校区ごとに保護者説明会を開催します。

小学校の場合は、対象校の保護者から統合に対して、概ね理解が得られたら、地域説明会を開催するとともに、地域の代表者で構成する地区協議会（仮称）を立ち上げ、統合に関する協議を更に進めます。

中学校の場合は、対象の校区ごとに保護者説明会を行い、概ね理解が得られたら地域説明会を開催します。

方向性が定まれば、小中学校ともに統合準備委員会（仮称）に移行するなどして、学校再編に向けた具体的な協議や準備を行います。

また、子どもたちは統合に向けて、授業をはじめ様々な交流を行います。

4 学校再編に伴う課題について**(1) 通学支援について**

学校再編に伴い通学区域が広がることから、安全・安心な通学方法を確保するとともに、児童生徒にとって過重な負担にならない通学方法とします。

現在、スクールバスやスクールタクシーを運行していますが、現行の運行形態や

状況も参考にしながら、今後、学校・保護者・地域等との協議を経て、最も適切な通学方法を決定します。

通学支援としては、具体的に路線バスの利用に係る通学費補助の方法と、スクールバス等の運行による送迎の2つを検討します。検討に当たっては、子どもたちにとっての負担軽減と安全性や統合校区内の公共交通機関の運行状況、通学路の状況等を考慮します。また、通学バスを運行する際は、次のうち最も適切な方法とします。

- ア 既存の路線バスを利用する方法（路線バス方式）
- イ バス会社やタクシー会社等に委託運行する方法（委託バス方式）
- ウ 市でスクールバスを整備する方法（専用バス方式）

運行ルート、運行回数、運行時間、停留所等の設定については、他地区での運行状況、地域の実情、学校や保護者の要望等を踏まえ決定します。

なお、路線バスやスクールバス等の利用基準については、学校と集落の中心地との距離（以下、「実距離」という。）が、原則、3 km以上となる場合は、前述のいずれかの方法による通学支援を行うこととします。ただし、実距離が概ね3 km未満であっても、通学路の状況（人家、歩道、地勢、安全施設の状況等）を考慮して、必要と認められる場合に限り同様の通学支援を行うこととします。また、中学校は、各学校の許可基準を踏まえて自転車通学も検討します。

(2) 閉校施設の利活用

学校施設は、学校教育を行う場のみならず、スポーツや文化活動の社会教育分野としての利用や地域防災拠点などの公共的利用の役割も担っています。閉校施設の利活用については、地域の皆様の御意見を踏まえながら、市の活性化に資するよう全市的な視点に立ち、有効活用を図ります。

(3) 地域との新しい交流・連携

学校は地域と深い関わりがあります。地域社会における学校を中心とした人と人とのつながりは、長い歳月にわたり、そこに暮らす人々の様々な地域行事等を通じて醸成されてきたものです。

また、地域の見守り活動、児童生徒の健やかな成長には、地域社会の教育力に負うところが大きいと考えます。また、中学校区を基盤としたブロック活動は、地域に根ざした活動として見直しを図りながら引き続き推進することが重要です。

一方、学校再編後は必然的に校区の広がりを伴うだけに、今まで培ってきたコミ

ユニティを大切にしながら新しい学校区になってもそれが損なわれることなく、将来にわたって活力ある良好なコミュニティづくりができるよう、地域の先導的役割を担う公民館活動等、地域活動の充実を図る必要があると考えます。